

押し買い商法に注意を

神奈川県議会議員
民主党・かながわクラブ きしべ 都

振り込め詐欺などの高齢者を狙った悪質商法の被害が後を絶ちません。

東日本大震災後の不安に乗じて、必要のないリフオーム契約を締結させる点検商法や未公開株などを売りつける利殖商法など、手口も巧妙で注意が必要です。最近は家を訪問し、半ば

強引に貴金属を買い取る「訪問買い取り」、いわゆる「押し買い」が急増しています。押し買いは現行法では

クリーニング・オフ制度が適用されず、買戻しなどの救済が困難なのも問題です。県も昨年5月、注意・警戒情報を出し、私が2月の一般質問で早期の対策を当

このような事例が多いことを意識し、断る時はインターフォン越しにキッパリと断り、応対する場合は家人などに必ず同席してもらうようにしてください。そして、古物商許可証の提示を拒否したり、威圧・恐怖を覚えた場合は、すぐに警察に通報してください。



みなさまからのご意見、
ご要望をお待ちしています

きしべ都政務調査事務所

南区通町2-25-3 千々輪ビル1階

☎ 045-341-3385

<http://kishibe-miyako.com/>

南警察署
☎ 045-742-0110
かながわ中央消費生活センター
☎ 045-311-0999

局に求めたところ、事例が悪質商法予防のDVDに入れられるなど、防止への取り組みが始まっています。今後、早急な法改正と対策が必要です。また、消費者自身も悪質商法から身を守る力を身につけていただきことが大切です。